保育が必要な理由を証明する書類について

保育園は、保護者の事情により家庭で保育できない代わりに保育をする施設です。 保護者の就労やご家族の状況に基づき、入所条件を満たしているかの判断のほか、保育園 の利用時間や保育料を決めることになります。

目次

就労中・就労予定の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P~3F
①会社・団体で勤務している方
②自営業・農林業などをしている方
求職活動中の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3F
水嶼/山釟中の/場合 V V V V V V V V V V V V V V V V V V V
妊娠出産および育児休業の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・4F
①妊娠出産予定の方
②育児休業の方
疾病・障がいの場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5F
①保護者の疾病・負傷
②保護者の障がい
家族の介護の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5F
災害復旧の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5F
就学の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6F
DV・児童虐待およびその他の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6F



【問合せ先】 智頭町教育委員会 Tel: 0858-75-4119ちづ保育園 Tel: 0858-75-0144

※現況届・添付書類の様式は智頭町教育委員会、ちづ保育園でご用意 しています。また、智頭町ホームページでダウンロード可能です。



就労中・就労予定の場合

①会社・団体で勤務している方

口提出必要書類・・・就労中:就労証明書(1.~11.までの記載が必要)

就労予定: 就労(内定)証明書(1.~10.までの記載が必要)

[項目記入についての注意事項]

・1か月において60時間以上就労している必要があります。

- ・修正の場合、二重線を引き、訂正印を押してください。 (修正液による訂正、証明印以外での訂正は無効となり、再提出が必要です)
- ・証明日が提出日より3ヶ月以上前のものは無効です。
- 不明な点がある場合、事業所に確認させていただきます。

注意

- ・ 就労証明書の「9.または 10.就労時間」と「11.就労実績」を確認します。契約上の就労時間が保育認定に必要な時間(120時間または 60時間)を満たしている場合でも、<u>就</u>労実績の平均が不足していると、契約上の就労時間で保育認定することはできません。
- ・実績が不足している状況で契約上の就労時間による保育の利用を希望する場合は、事業所より「17.備考欄」に実績不足の理由をご記入いただいた上で提出してください。なお、 記載のない場合は就労実績により認定いたします。



②自営業・農林業などをしている方

口提出必要書類···自営申告書及びAまたはBの書類

A···下記の書類のいずれか

- 直近の確定申告(青色申告決算書または収支内訳書) 個人事業開廃業届出書
- ・営業許可書など個人事業を営んでいることが分かる書類

B(Aの書類がない場合)

- ・農業をしている方…耕作証明書
- その他の方…下記の2点両方の書類をお願いいたします。
- ①本人が業務を行っていることが分かる書類(店舗のチラシなど)
- ②売上げや収支が分かる書類(請求書、伝票、契約書など)
- ※屋号、個人名などが確認できるものに限ります。



注意

- ・ 町様式の自営申告書に記載してください。
- ・事業形態が自営業の場合でも、株式会社など法人化されている場合は「①会社・団体で勤務している方」と同様です。就労証明書のみを提出ください。
- 青色申告決算書、収支内訳書(白色申告書)はともに<u>事業所情報</u> (中心者氏名・事業所在地・屋号など)、給料賃金(専従者給与) の内訳があるページの写しを提出ください
- 事業の実態が確認できない場合は、別の書類を追加で求める場合 があります
- ・ 就労時間が保育認定に必要な時間(120時間または60時間) を満たさない場合は、保育認定が変更または取り消しとなります。



▲自営申告書 (町様式)

求職活動中の場合

保護者が求職活動中の場合

□提出必要書類···求職活動申告書

注意

入所後、90日後の月末までに就労証明書と変更申請の提出が必要となります。書類の提出により就労が確認できない場合は退所となります。

妊娠・出産・育児休業の場合

①妊娠・出産予定の方

口提出必要書類・・・母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日の分かるページ)

注意

・認定期間は出産(予定)日の前後2ヵ月です。

②育児休業の方

口提出必要書類…就労証明書(1.~14.までの記載が必要)及び母子健康手帳の写し(表 紙と出産日の分かるページ)

[項目記入についての注意事項]

- 「9.または 10.就労時間」には、予定している復帰後の就労時間 日数の 記載を依頼してください
- •「11.就労実績」には、実績のある直近の月(産休直前など)の記載を 依頼してください



注意

• 育児休業中は<u>短時間保育認定</u>となります。妊娠・出産から育児休業に変更となる際は、認定変更申請書を合わせてご提出してください。



疾病・障がいの場合

①保護者の疾病・負傷

概ね、1 ヵ月以上病院で入院加療を要する場合及び居宅において概ね 1 ヵ月以上常時臥床 又は、安静加療を要する場合

口提出必要書類・・・医師による診断書

注意

・診断日、期間に関する記載がないものは受付できません。再提出となります。

②保護者の障がい

保護者が精神または身体などに障がいを有している場合

□提出必要書類(いずれか)

・障害1~3級:障害者手帳の写し

・障害4級以下: 医師による診断書 など

家族の介護の場合

同居の親族(①~④に該当する場合)を概ね 1 ヵ月以上常時介護又は看護している場合

- ①介護が必要な高齢者の看護
- ②長期にわたる病人の看護
- ③心身に障がいがある人の介護
- ④小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹の看護

口提出必要書類

- 家族の病気…診断書または介護 看護状況申告書(町様式)
- ・家族が障がいをお持ちの場合…障害者手帳の写し

災害復旧の場合

震災、風水害、火災などの災害復旧に当たっている場合

□提出必要書類・・・罹災証明書



就学の場合

保護者が大学・職業訓練などに在籍(月60時間以上)している場合

口提出必要書類・・・就学証明書または学生証の写し及び履修状況の分かるもの(年間計画表、時間割、カリキュラム)及び1週間のタイムスケジュール

注意

• 就学認定の対象外となるものもあります(通信教育など)

DV・児童虐待およびその他の場合

虐待のおそれがある、避難している場合やその他の場合

□提出必要書類・・・特別な事情についての申告書(町様式)

